

## 「不用品回収代行業者です」などと告げて消費者宅を飛び込みで訪問し 貴金属等の買取りを連携して行う3事業者に業務停止命令（9か月）

東京都は、本日、消費者宅を訪問して貴金属等の物品の購入契約を締結していた3事業者に対し、特定商取引に関する法律に基づき、9か月間、業務の一部を停止するよう命じ、併せて違反行為を是正するための措置を指示しました。また、業務の遂行に主導的な役割を果たしていた1名に対し、当該停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。

**事業者の概要** ※同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

事業者名	株式会社ユニオン	株式会社ファイン	株式会社クアットロ
代表者名	石川 和希	佐藤 友彦	神林 拓馬・米井 聡
本店所在地	東京都台東区上野三丁目 22番1号 ReAxesBldg4F	東京都豊島区東池袋三丁目 12番12号 正和ビル4階A室	千葉県柏市柏五丁目8番5号
業務内容	貴金属等の物品の買取り（訪問購入）		

※3事業者の関係については、次のページを参照ください。

### 勧誘行為等の特徴

不用品回収代行業者です。要らないものがあつたら引き取ります。

貴金属の買取りも行っています。詳しく査定できる人を呼んでできます。

売るつもりはないけど、値段を教えてください。なら、まあ、いいか。

まだ使うから、売りません。

いまどき、こういうのは、流行らないですよ。

調べるだけです。

「不用品回収」などと告げて便利屋として営業員が消費者宅を訪問。「詳しく査定できる人を呼んでできます」などと告げて、貴金属などを出させる。

買取事業者として査定員が来訪。消費者が断っても、「無料で査定します」「調べるだけです」などと告げて、貴金属などの査定を進める。

消費者が「売るつもりはない」と買取りを断っても、その貴金属などの価値を下げるようなことを繰り返し告げるなどして、強引に買い取る。

詳しくはこちらをご覧ください。



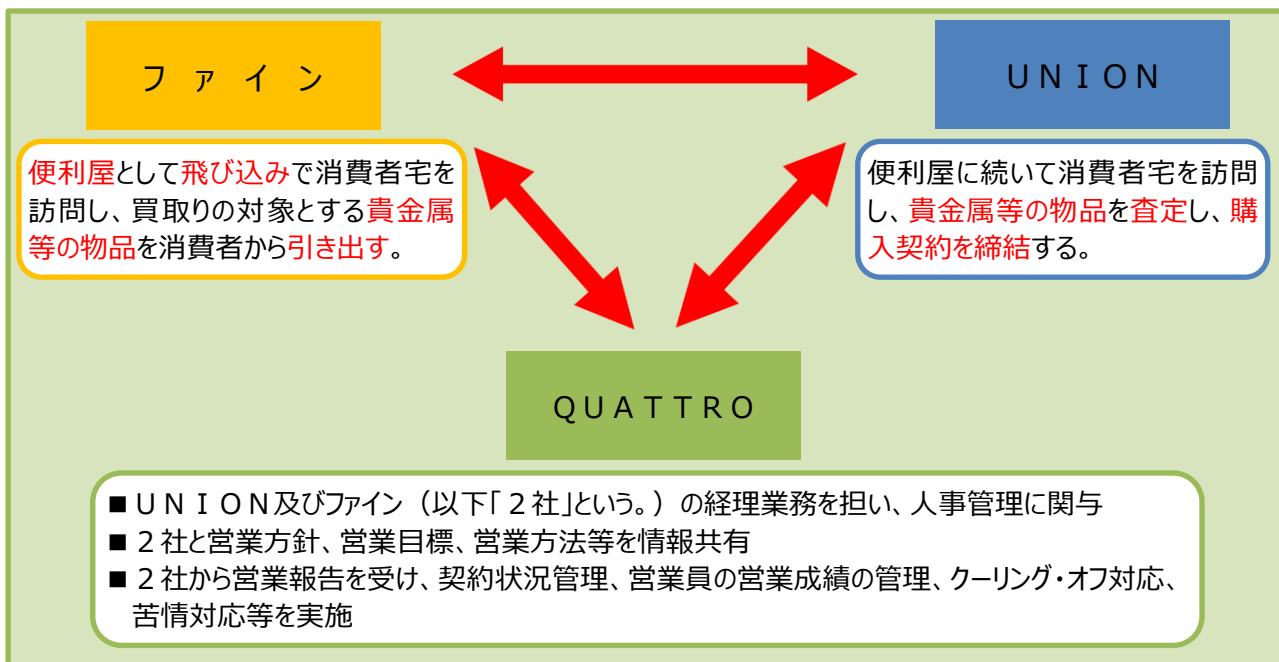
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/torihiki/shobun/>



【問合せ先】

生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課  
電話：03-5388-3074

### 3 事業者の関係



### 消費者へのアドバイス

- 突然訪問してきた事業者が、「**不用品を引き取ります**」などと告げたあとに、「**要らない指輪などの貴金属を買い取ります**」などと勧誘し、消費者から強引に貴金属などを買取る場合があります。**約束なしの飛び込みの訪問購入は法律で禁止**されています。勧誘はきっぱり断りましょう。
- 「**査定するだけ**」「**調べるだけ**」という事業者の言葉につられて貴金属などの物品を見せた結果、強引に買い取られてしまったり、「**売らない**」と断っても、「**こういうのはいまだき流行らない**」などと言われて、しつこく勧誘されるトラブルが見られます。「**査定するだけ**」などの言葉に応じて、貴金属などの物品を買取事業者に見せるのは、やめましょう。
- 同様のトラブルでお困りの方、事業者の対応に疑問を感じた方は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

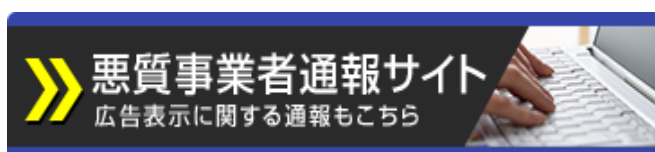
東京都消費生活総合センター TEL03-3235-1155  
お近くの消費生活センターは 局番なし 188 (消費者ホットライン)

《東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」では同種のトラブルについて注意を呼び掛けています。》

不用品の買取りだけのはずが、貴金属も買い取られてしまった！

～ 訪問購入は高齢者のトラブルが多いので、注意しましょう ～

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20231219.html>



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

同様の手口のほか、商品やサービス等に関して、悪質な勧誘、表示、架空請求についても情報提供をお願いします。

**特定商取引に関する法律第 58 条の 13 第 1 項に基づく業務停止命令及び第 58 条の 12 第 1 項に基づく指示並びに旧法及び法第 58 条の 13 の 2 第 1 項に基づく業務禁止命令****1 対象事業者**

- (1) 事業者名 株式会社 UNION (法人番号 8010501042185。以下「ユニオン」という。)  
代表者名 石川 和希 (いしかわ かずき)  
本店所在地 東京都台東区上野三丁目 22 番 1 号 R e A x e s B l d g 4 F (登記上)  
設 立 平成 30 年 2 月 8 日  
資 本 金 10 万円  
売 上 高 約 8 億 6 千万円 (令和 3 年 11 月～令和 4 年 10 月) (事業者報告による。)
- (2) 事業者名 株式会社 ファイン (法人番号 9011801034128。以下「ファイン」という。)  
代表者名 佐藤 友彦 (さとう ともひこ)  
本店所在地 東京都豊島区東池袋三丁目 12 番 12 号 正和ビル 4 階 A 室  
設 立 平成 29 年 11 月 29 日  
資 本 金 10 万円  
売 上 高 約 3 億 6 千万円 (令和 3 年 11 月～令和 4 年 10 月) (事業者報告による。)  
屋 号 便利屋 C O O L (クール)・便利屋 L e a p (リープ)  
\* 以前に使用していた屋号: 便利屋 L I N K (リンク)・便利屋 T R U S T (トラスト)
- (3) 事業者名 株式会社 QUATTRO (法人番号 3010501036266。以下「クアトロ」という。)  
代表者名 神林 拓馬 (かんばんやし たくま) ・ 米井 聡 (よねい さとし)  
本店所在地 千葉県柏市柏五丁目 8 番 5 号  
設 立 平成 26 年 2 月 14 日  
資 本 金 1,000 万円

**2 事業概要**

ユニオンは、東京都台東区上野三丁目 22 番 1 号 R e A x e s B l d g 4 F を登記上の本店とし、実際は、東京都豊島区東池袋三丁目 12 番 12 号 正和ビル 4 階 A 室 (以下「池袋営業所」という。) 及び東京都台東区東上野三丁目 15 番 13 号 スエヒロビル 5 F (以下「上野営業所」という。) を現に活動する事務所として、貴金属等の物品を消費者から購入する業務を営んでいる。

ファインは、池袋営業所を登記上の本店とし、同営業所及び上野営業所において、遺品整理、不用品片付け等の役務を提供する事業を営む便利屋を名乗り、営業している。

ユニオン及びファインは、それぞれの従業員が同一の場所で勤務し、車両に同乗して営業活動を行うなど、連携共同して、消費者宅において、貴金属等の物品の売買契約 (以下「本件契約」という。) を締結して、貴金属等の物品を購入している。

クアトロは、千葉県柏市柏五丁目 8 番 5 号に本店を置き、宝飾品事業、飲食事業、美容事業その他の事業を営んでいる。

ユニオン及びファインは、クアトロの元従業員であった者が設立したものであり、クアトロは、ユニオン及びファインの設立に当たってはこれを支援し、ユニオン及びファインの業務開始後は、当該 2 社の経理業務等を担うとともに、営業員の求人、昇進等の人事管理に関与している。

ユニオン、ファイン及びクアトロ（以下「3事業者」という。）は、クアトロをそのグループの本部とするグループを形成し、ユニオン及びファインが行う本件契約に係る営業活動に関し、定例会議等を通じて営業方針、営業目標、営業方法等の情報を共有している。

また、クアトロは、ユニオン及びファインから、日々、営業報告を受け、契約状況管理、営業員の営業成績の管理、クーリング・オフ対応、苦情対応等の多岐にわたって、ユニオン及びファインが行う本件契約に係る営業活動に深く関与している。

3事業者は、連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件契約を締結して貴金属等の物品の購入を行っており、それぞれが旧法（※1）第58条の4及び法（※2）第58条の4に規定する訪問購入を行っているものと認められる。

### 3 上記2の事業に関する都内の相談の概要（令和5年12月15日時点）

平均年齢	性別	相談件数（年度）						合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
約77.8歳 (46～94歳)	女性 84名 男性 2名 未回答 2名	4件	24件	21件	14件	15件	10件	88件

### 4 業務停止命令（法人）の内容 \* 3事業者それぞれに対して命令

令和5年12月22日（命令の日の翌日）から令和6年9月21日までの間（9か月間）、特定商取引に関する法律第58条の4に規定する訪問購入に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 売買契約の申込みを受けること。
- (3) 売買契約を締結すること。

### 5 不適正な取引行為の内容

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
3事業者は、連携共同して、「不用品回収代行のお助け業者です。」「要らないものがあったら引き取ります。近くにお店ができましたので、チラシを持ってきました。」「いま、この団地を回っております。使っていない家電はありませんか。買い取りますよ。」などと告げて消費者宅を訪問しており、勧誘に先立って、本件契約の締結事業者の名称、本件契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしていなかった。	旧法第58条の5及び法第58条の5  【勧誘目的等不明示】
3事業者は、連携共同して、訪問に関する承諾を取り付けずに消費者宅を突然訪問しては、「要らないものがあったら引き取ります。」などと告げた後、本件契約の締結について勧誘しており、勧誘の要請をしていない者に対して、営業所等以外の場所において、本件契約の締結について勧誘を行っていた。	旧法第58条の6第1項及び法第58条の6第1項  【不招請勧誘】

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
<p>3事業者は、連携共同して、消費者宅を訪問しては、「要らない指輪や貴金属がありましたら、ちょっと査定をいたします。調べるだけです。」「アクセサリーを見てあげますよ。無料で査定します。」などと告げるだけで、本件契約の締結について勧誘を行っており、その勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。</p>	<p>旧法第 58 条の 6 第 2 項 及び法第 58 条の 6 第 2 項</p> <p>【勧誘を受ける意思の確認義務違反】</p>
<p>3事業者は、連携共同して、本件契約の締結について勧誘を行った際に、消費者が「今日を出すつもりないから、どうぞお引き取りください。」「これは数少ない中の気に入ったやつだから、売りません。」などと述べて、本件契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、引き続き本件契約の締結について勧誘を行っていた。</p>	<p>旧法第 58 条の 6 第 3 項 及び法第 58 条の 6 第 3 項</p> <p>【再勧誘】</p>
<p>3事業者は、連携共同して、本件契約を締結する際に消費者に交付する契約書面において、指輪について「Pt900」「K18」などの材質に係る刻印を記載せずに、商品カラーとして「銀」「金」とのみ記載する、時計について同一のものではないにもかかわらず、まとめて点数欄に総数を記載の上、備考欄に「レディース」、商品カラーとして「銀」とのみ記載するなど、物品の特徴について、物品を特定することができると思われる程度の特徴を十分に記載していなかった。</p> <p>また、契約書面に、ユニオンの本店所在地のみを記載し、現に活動している住所を記載していなかった。</p>	<p>旧法第 58 条の 8 第 2 項 及び法第 58 条の 8 第 2 項</p> <p>【契約書面記載不備】</p>
<p>3事業者は、連携共同して、本件契約を締結した際、消費者から直接物品の引渡しを受ける時に、消費者に対し、クーリング・オフ期間内は、物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。</p>	<p>旧法第 58 条の 9 及び法第 58 条の 9</p> <p>【物品引渡しの拒絶に関する告知義務違反】</p>
<p>3事業者は、連携共同して、本件契約の締結について勧誘をするに際し、勧誘を断った消費者を相手に「ちょっと査定をいたします。調べるだけです。」「もっとあるでしょ。もっとあるでしょ。」などと告げて貴金属等の物品を出させては、売るつもりのない消費者の意向を無視して、査定を進めて書類を作成したり、使用予定があるから売るつもりはないと断った消費者に対して、「そんなの、している人、いない。」「いまだき、こういうのは、流行らないですよ。」などと告げたりすることにより、消費者を仕方なく契約せざるを得ない状況に追い込むなど、消費者に対して迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。</p>	<p>旧法第 58 条の 12 第 1 項 第 4 号の規定に基づく旧々省令（※3）第 54 条第 1 号及び法第 58 条の 12 第 1 項第 4 号の規定に基づく旧省令（※4）第 54 条第 1 号</p> <p>【迷惑勧誘】</p>

※ 具体的な相談事例は、[参考資料](#)を御参照ください。

## 6 指示（法人）の内容 \* 3事業者それぞれに対して指示

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

(2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに東京都知事宛て文書にて報告すること。

## 7 業務禁止命令（個人）の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
石川 和希	令和5年12月22日（命令の日の翌日）から令和6年9月21日までの間（9か月間）、ユニオンに対して業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	ユニオンの代表取締役であり、当該事業者の訪問購入における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行うなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

※1 旧法：消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

※2 法：特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（現行の特定商取引に関する法律）

※3 旧々省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

※4 旧省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第2号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

## 事例1

令和3年4月、自宅のインターホンが鳴った。甲がインターホンに出ると、相手は「不用品回収代行のお助け業者です。」「要らないものがあったら引き取ります。近くにお店ができましたので、チラシを持ってきました。」と言った。甲が、チラシだけもらおうと伝えてから、玄関の戸を開けると、営業員Aが立っていた。

甲は、Aが差し出したチラシと名刺を受け取り、今は不用品はないことを伝えて、Aを帰そうとしたが、Aは、「実は、他の者もこの集合住宅を回っています。使わなくなった指輪や貴金属を買い取っている人で、先ほど、〇階に住んでいる人から要らない指輪を〇千円で買い取ったところ、とっても喜ばれました。」「もう使わないもの、こちらにありますか。」と言った。

甲は「少しはあるけど、今日は出すつもりがないから、どうぞお引き取りください。」と断ったが、Aは「いや、ちょっと、一緒に回っている者に連絡をとってみます。」と言って外に出た。

すぐに営業員Bが訪問してきた。Aは引き上げて行き、甲とBの二人になった。

Bは、会社名も氏名も名乗らず、名刺も渡さずに何の前置きもなく、「要らない指輪や貴金属がありましたら、ちょっと査定をいたします。調べるだけです。」「要らなかつたら、買い取ります。」と言った。

甲が、指輪など数点の物品をBに見せると、Bは、「もつとないですか。」と2、3回にわたり、しつこく言ってきた。本当は、もう出したくはなかったが、あまりにしつこいので、他の物品を追加して見せた。Bは、どんどん査定を進めて値段を付けていき、最終的に全点合わせて、〇万円だと言った。甲から、売るとの意思表示はしていなかったが、物品全部をBに渡してしまっており、Bは、買い取ることを前提に、さっさと書類の作成を始めていた。

甲は、内心戸惑ったが、Bがあまりに手慣れていて、押しが強かったので、甲は、怖さを感じており、甲から断りを入れるなど、できない状況だった。何よりも、早く帰ってもらいたいと考えていたので、Bが書類を完成させ、甲に署名を求めてきたときには、何も言わずに応じて署名をした。最初にAの訪問を受けてから、Bが帰るまでの時間は、1時間半くらいだった。この間に、AやBが、甲に対して「買取りの勧誘を受ける意思があるか。」と確認することはなかった。

Bが帰った後、Bから渡された「買取依頼伝票」を確認すると、「今回の買い取りが顧客からの依頼であること」「クーリング・オフ期間内は顧客が物品の引渡しを拒むことができることに関する説明を受けた」という記述があり、これにチェックが付いていたが、Bに促されるままに、内容も確認せずにチェックしたものだ。今回の買取りは、甲から依頼したものではないし、「クーリング・オフ期間内は、物品の引渡しを拒むことができる」という説明は一切なかった。知っていれば、物品を手元に置いておきたいと考えたはずだった。

この他に、Bから渡された「依頼書」という書面を見ると、甲が便利屋に「不要品の処分、整理」を依頼したことになっていた。結局のところ、便利屋と買取業者が協力して、戸を開けさせるために、「不用品」を口実にしているのだということが、よく分かった。甲は、クーリング・オフを通知した。

## 事例2

令和3年7月、乙が家に一人でいると、インターホンが鳴り、インターホン越しに「いま、この団地を回っております。使っていない家電はありませんか。買い取りますよ。」と言われた。

不意に声を掛けられて、乙は少々戸惑ったが、不用品を処分するよい機会と考え、話を聞くことにした。

ドアを開けると、営業員Cが名刺を差し出した。名刺には、LINK 従業員 ○○（Cの氏名）株式会社ファインと書いてあった。

乙は、Cに不要な家電を処分したいと伝えると、Cは、「買取価格を本社に問い合わせますが、回答が来るまで少々お時間をいただきます。私どもでは、家電だけではなく、貴金属の買取りも行っています。不要な宝石などがありましたら、お引き取りします。いま、〇階のお宅でも、〇〇円ですけど、このネックレスを引き取ってきたんですよ。お待ちいただく間に、お手持ちの貴金属について、査定だけでもしてみませんか。」と言い、乙にネックレスを見せた。

乙は、貴金属とは言えないようなネックレス数点について、処分を考えていたので、査定額を知りたいと思い、数点ずつ出してきては、Cに見せた。

そのうちに、Cは「査定してもらいたい、金とかありますかね。」と言った。乙は、価格が気になっていた金のネックレスを出した。乙は、この日にこの事業者に売るつもりは全くなかった。Cは、これが一番気になったようで、「詳しく査定できる人が、いま、下のフロアにいるから、呼んできます。ちょうどこの辺を回っていたんですよ。」と言うと、飛び出していった。

Cの訪問は、乙が要請したものではなかった。Cのこのときの様子から、乙は、Cの本当の訪問目的は、この金のネックレスのような、高価な貴金属の買取りだったのだと知った。

Cは、数分で営業員Dを連れて戻ってきた。Dが差し出した名刺には、査定員 ○○（Dの氏名）株式会社UNIONと書いてあった。

乙が、査定額を尋ねると、Dは、逆に「いくらになるとお思いますか。」と切り返してきた。乙が「〇万円くらいかしらね。」と答えると、本当はその3倍くらいしていたものだったのに、Dは、「それでは、それに1万円くらい上乗せしますよ。」と言った。乙は、「査定額の相場が分からない」と、侮られたような印象を受けた。Dは、金のグラム数を量らなかった。

乙は、この金のネックレスを売るつもりは全然なく、売る意思を伝えていなかったが、Dのペースで話がどんどん進み、気が付くと買い取られることになっていた。このときまで、CやDから、「買取りの勧誘の目的で訪問したこと」「勧誘の対象とする物品の種類」「勧誘を受ける意思があること」について、説明や確認されたことはなかった。

乙は、抵抗を試みて、売るつもりはないと伝えると、今度は、CとDの二人で、「こんな重いもの、いまどき誰もしない。」「形が古いから、使えない。」と言ってきた。乙は、さらに今後使う予定もあること、売るつもりはないことを伝えて、買取契約を断ったが、CやDは、「そんなの、している人、いない。」「いまどき、こういうのは、流行らないですよ。」と言い、何が何でも金のネックレスがほしいのだなと思った。乙は、CやDに対して、少なくとも3回は買取契約を断ったが、その都度、CやDから「もう使えない。」などと言われて、断り文句を封じられた。

不本意だったが、最後は、断りきれずに買い取られることになってしまい、乙は、差し出された書面に署名をし、複数の物品を買い取られた。

あとになって、この日に事業者から交付された3点の書類を確認すると、2点は株式会社UNIONから、1点はLINKから交付された形になっているが、説明を受けた記憶はなく、それぞれの書類の意味がよく理解できないまま、署名していた。

DとCの名刺の会社が違うことに疑問を持ったが、特に質問はしなかったし、書面についても、もう何も尋ねなかった。

帰り際に、Dは「これ、クーリング・オフの説明です。」とだけ言って書面を置き、それ以外の説明はせず、物品を持って、乙に代金を支払うと、急いで帰っていった。「クーリング・オフ期間内は、商品の引渡しを拒むことができる。」という説明は一切なかった。知っていたら、この金のネックレスは、引き渡さずに、手元に置いておいたはずだが、CやDは、当然のように、その日のうちに持って帰った。最初にCが訪ねてきてから、45分が経っていた。

事業者が帰った後、乙が相場を調べてみたところ、金のネックレスは、事業者に付けられた値段程度のもものではなかった。乙は、クーリング・オフの通知を出した。

### 事例3

令和4年7月、丙が家に一人しているとインターホンが鳴った。インターホンの画面には、営業員Eが映っていた。この日は、人が訪ねてくる約束も予定もなかった。Eは、インターホン越しに何かぼそぼそと言ったが全く聞き取れず、丙には、Eがどこの誰なのか、何の用事で訪ねてきたのか、全然分からなかったが、勧誘や営業ではないと思い、ドアを開けた。このときに、訪問目的が指輪やネックレスなどのアクセサリーの買取りの勧誘であることをはっきりと伝えてくれていたら、ドアを開けることはなかった。

Eは、玄関の土間まで入ると、アクセサリーケースを丙に見せながら、「こういうのを買い取りますよ。こういうの、お持ちではありませんか。」と言った。さらに、アクセサリーが入ったビニール袋を丙に見せながら、「アクセサリーの買取りもしています。この辺をずっと回って歩いているんですよ。」と言った。このとき、Eは自分の名前は名乗ったが、会社名は言わなかった。名刺もくれず、身分証を見せることもなかった。

丙は、アクセサリーケースについて、Eから「500円で買い取ります。」と言われ、いくつかのアクセサリーケースをEに渡した。Eは、そのケースにたまたま入っていたアクセサリーを見て、「ああ、これだったら、若い人たちの間で流行っているから、買い取れます。」と言った。



丙が、「いえ、悪いけど、これは数少ない中の気に入ったやつだから、売りません。ケースだけを買って取ってほしい。」と伝えると、Eは、「今、何も持ってきていないから、ちょっと待っていてください。お金を持ってきますね。」と言って、出て行った。Eが出ていくと、丙は、アクセサリーだけを部屋に戻した。

しばらくすると、Eは、従業員Fを伴って戻ってきた。「お金を持ってきますね。」と言われただけで、Fを連れてくることなど聞いておらず、丙は、不安になった。

Fは、会社名や自分の名前を名乗ることもせず、何をしに来たのかという説明も、話を聞いてもらえるかとの断りも、一切しなかった。Fは、玄関に置いたままになっていたアクセサリーケースについては、何も言わず、「アクセサリーを見てあげますよ。無料で査定します。」と言った。

丙は、無料と言われて値打ちを知りたくなり、いくつかのアクセサリーを見せた。Fは、「もっとあるでしょ。もっとあるでしょ。」と言って、さらに出すように求めてきたので、何点かを追加で出した。

Fは、査定しますと言っただけで、買い取りますとは言わなかったが、アクセサリーを見ているうちに、「これは持っていてもしょうがないでしょ、奥さん。」などと言いだした。

丙は、アクセサリーを売るつもりはなく、値段を知りたいだけに見せただけだったが、Fは計算機を出して書類を作り始め、買取りの方向で話がどんどん進んでしまい、丙も、もう古いし売ってもいいか、という気持ちになってしまった。しかし、中には、思い出の品があったため、丙は悩んだが、Fは、構わずに「こういうのは、もう流行らないですから。」と言って、重ねて買取りを勧めてきた。丙は、頭の中で考えをまとめることができないまま、売ることを承諾してしまった。Fは流行らないなどと言ったが、丙くらいの年齢の者には、ちょうどいいデザインだと後になって思った。しかし、このときは、冷静に考えることができなかった。

Fは、金のアクセサリーに執心し、「これはどうですか。」と言ってきたので、丙が断ると、Fは、「こんなの持っていたって、しょうがないでしょ。」と言うので、丙は、重ねて断った。

丙が断ると、Fは、段々不機嫌になってきた。Fは、「もっとあるでしょ。」と言って、さらにアクセサリーを出すように求めたが、丙は、もうないと言った。

Fは、買取依頼伝票などの書類を準備し、丙は、Fから氏名や住所などを書くように言われ、そのとおりに書いた。記載されている買取金額は、驚くほど安かったので、気が進まなかったが、一旦、買取りを了承してしまった手前もあり、Fを相手にすると、怖くて本心を言えないまま、サインした。

Fは、代金を丙に手渡すと、買い取ったアクセサリーを持って、Eと帰って行った。Eが最初に訪ねてきてから、二人が帰るまでは、1時間弱くらいだった。

クーリング・オフ期間内は、物品の引渡しの拒絶ができるということについて、FからもEからも説明されなかった。知っていたら、物品を引き渡さずに手元に置いて、思い出の物品を売るかどうか考えたはずだった。丙は、後日、クーリング・オフを行い、物品等を取り戻し、代金を返金した。